

行政調査の概要

委員会名	議会運営委員会	調査期日	令和8年 2月2日～3日	調査先	群馬県桐生市 栃木県足利市
参加者	委員長 溝井 光夫 副委員長 関根 篤志 委員 深谷 勝仁、斉藤 秀幸、熊谷 勝幸、石堂 正章、五十嵐 伸、鈴木 正勝 議長 佐藤 瞭二 随 行 岩崎 弘幸、柳沼 宏樹（事務局）				

調査事項：議会改革の取り組みについて

【群馬県桐生市の基本情報】

- (1) 市制施行 大正10年3月1日
- (2) 面積 274.45 km²
- (3) 人口 99,318人（令和7年12月末）



【視察の様子】

1 群馬県桐生市の概要

群馬県桐生市は、1921年に誕生した歴史ある織物のまちである。かつては「西の西陣、東の桐生」と称され、現在も江戸から昭和の面影を残す町並みが国の重要伝統的建造物群保存地区に指定されている。

現在は、伝統的な繊維産業に加え、自動車関連の機械金属産業が基幹産業となっている。豊かな自然と歴史遺産を活かしつつ、群馬大学との産学官連携による新産業創出や、「感性育み未来織りなす 粋なまち桐生」を掲げた住みよいまちづくりを進めている。

2 調査事項 「議会改革の取り組みについて」

(1) 議会改革の取り組み

● 桐生市議会 議会改革の取り組み

☆ 本会議等に関すること

・ 議員定数の見直し ・ 一般質問の一問一答方式の導入 等

☆ 常任委員会および特別委員会に関すること

・ 政策提言の提出 ・ 議会としての当初予算要望書の提出 等

☆ 市民等への情報発信に関すること

・ インターネットによる議会中継 ・ 出前講座の開催 等

☆ 議員活動環境の改善に関すること

・ 議会基本条例の制定 ・ 専門的知見の導入 等

☆ 住民参加に関すること

・ 議会報告会・意見交換会の開催 ・ 議会モニターの導入 等

出典：桐生市行政調査資料

⇒研修においては住民参加に関することを中心に説明いただいた。

(2) 議会報告会・意見交換会

ア 対象者（参加者）

一般市民（どなたでも参加可能）

イ 周知方法

- ・ きりゅう市議会だよりや市議会ホームページに掲載
- ・ SNS（フェイスブック、X（旧ツイッター）等）
- ・ その他（各種団体に周知）

ウ 開催方法

開催：原則として定例会ごと（年4回）

会場：主に公民館（1定例会につき1会場）

参加議員：全議員22名

開催の流れ：2部構成

- ①定例会での審議内容や採決結果報告
- ②参加者との意見交換会

エ 意見交換会

テーマ：「地域の現状と課題について」

意見への回答：所管する常任委員会委員長。総体的な事項に対しては議長。

地域色の濃い意見等については地元議員など。

オ 役割分担

司会：議会改革調査特別委員会正副委員長

受付係（資料配布、アンケート回収）

記録係（写真・ビデオ撮影、録音）3 常任委員会でローテーション

会場係（マイクの受け渡し等）

※会場設営・片付けは全議員で行う。

※資料は、当初は議員のみで作成。現在は事務局もお手伝い。

カ その他

当日、アンケート用紙配付。アンケートの回答はホームページに掲載。

紙ベースで見たい方は各公民館で閲覧可能。

・全議員の参加は、議会全体としての共通認識が図られ、スピード感を持って、市民に答えられるという観点から行っている。

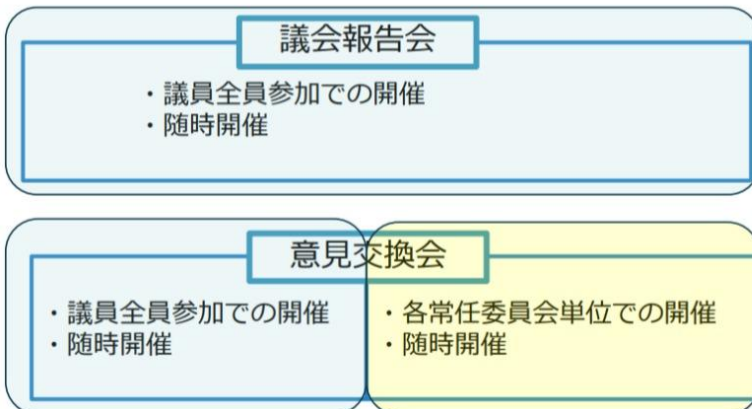
・現時点で36回開催し、延べ1,750人参加とのこと。

有意義なものとしていくため、
開催方法等を見直し

● 議会報告会・意見交換会

7 開催方法の変更（令和7年度～）

（令和6年度に議会改革調査特別委員会で開催方法を見直し）



出典：桐生市行政調査資料

・随時開催可能へ変更

・意見交換会は各常任委員会でも開催

(2) まちづくり討論会 (平成 28 年 10 月～)

ア 対象者 (参加者)

特定の団体

イ 開催方法

開催：随時

会場：団体と調整

参加議員：全議員 22 名

テーマ：「桐生市をもっと魅力的なまちにするために」

●まちづくり討論会

対象団体	開催日時	会場	参加者
桐生市区長連絡協議会	H28.10.31 (月) 午後4:00～5:36	桐生市市民文化会館	19人
桐生大学	H29.6.23 (金) 午後4:40～6:05	桐生大学	21人
桐生市婦人団体連絡協議会	H29.12.15 (金) 午後1:24～3:09	桐生市役所	21人
桐生市立商業高等学校	H30.1.11 (木) 午後3:45～5:04	桐生市立商業高等学校	22人
桐生地区新入社員	H30.3.20 (火) 午後3:41～4:33	桐生市職業訓練センター	48人
明照学園樹徳高等学校	R1.11.11 (月) 午後3:00～5:24	明照学園樹徳高等学校	35人
桐生信用金庫	R2.1.28 (火) 午後3:00～5:00	桐生商工会議所ケービックホール	18人
桐生地区新入社員	R4.3.24 (木) 午後3:45～4:25	桐生市職業訓練センター	17人
群馬大学	R6.4.16 (火) 午後5:00～6:00	群馬大学桐生キャンパス	14人

出典：桐生市行政調査資料

若者の声を積極的に聞く機会に

・桐生市立商業高等学校

部活動の取組やまちづくりについての意見のほか、議員は普段何をしているのか、市民からの声はどのように届くのかなど。

その後、桐生市立商業高等学校のビジネス研究部と経済建設常任委員会で、桐生の織物の後継者問題についてなどの意見交換を実施⇒平成 31 年 3 月に当局へ提言を行った。

・明照学園樹徳高等学校

議員による講義を行い、主権者教育を実施

グループワーク形式で開催

・群馬大学

グループワーク形式で開催

4つのグループで少人数での活発な議論

⇒団体によって桐生市のまちづくりについて考え方や意見も変わってくるため、非常に興味深い意見を聴ける。

(3) 議会モニター

● 議会モニター

令和7年度議会モニター募集案内	
人数	公募・推薦合わせて10人程度（原則として公募による再任は1回まで）
任期	委嘱の日から令和8年3月まで
要件	(1) 15歳以上で市内在住・在勤・在学 (2) 議員や公務員でない方 (3) 市議会の活動に関心がある方
募集方法	公募。ただし、議長が適当と認めた団体等に対し、適任者の推薦を依頼することができるものとする。
活動内容	・本会議や委員会等の傍聴、意見等の提出 ・議会活動、議会改革、市議会だより、ホームページ等に対する意見提出 ・議長が依頼する内容についての意見提出

出典：桐生市行政調査資料

- ・若い世代の市議会への関心が高まることを期待し年齢要件を15歳以上に設定
- ・議員とモニターとの意見交換も実施

意見⇒傍聴席にモニターを設置し、議員の顔や資料等を写せると良い

⇒市議会だよりは、学校を通じて配布すれば、生徒や学生が市議会に興味を持つきっかけになるのではないか

(4) 出前講座

ア 趣旨

議員が市民に対して、議会の役割、仕組み、活動等を説明することにより、開かれた議会の実現に寄与する

イ 対象者（受講者）

市内に住所を有する者又は通勤もしくは通学する概ね10人以上の者で構成された団体、グループ等

ウ 費用及び会場の確保

会場は受講者が確保し、会場の使用料等は受講者が負担。講師（議員）の派遣費用は無料

エ 周知方法

- ・市議会ホームページ
- ・きりゅう市議会だより
- ・その他（市内各高校に周知）

オ 開催までの流れ

- ①申請書の提出（団体から議長へ）
- ②実施の決定（出席議員の決定）
- ③実施通知書の送付（議長から団体へ）

団体との調整：議会事務局

資料（スライド）作成：議員（説明者）

カ 開催実績

①市内中学校1年生 129名 令和5年1月

②市内中学校1年生 135名 令和6年2月

キ 開催の流れ（これまでの2件）

議会の仕組みについて説明した後、グループに分かれて質疑応答

ク 受講者からの感想

- ・議員は、僕たち市民がよりよく生活できるように頑張ってくれていると分かった。
- ・議員と聞くと、とても上の人のように感じていたが、身近に感じられた。

(5) 市民の声を市政に反映させる取り組み

- ・市民の意見を議会としていかに市政へ反映させるか？

これまでは、委員会で条例案を作り議案としての提出や政策提言を行ってきた。

⇒予算措置を伴わないと提言内容の実現は難しい

⇒平成30年5月に専門的知見の導入（政策研修会）

議会改革の本丸は予算。予算が議案として提出されてからでは遅く、編成の段階で議会がどう食い込むかが重要

そこで市民からの様々な意見・要望を各常任委員会において、予算要望の形に各3項目合計9項目にまとめる

⇒全議員が合意した上で市議会の総意としての要望

- ・委員会による予算要望の当初予算への反映状況や実施状況

2月の議案上程後に開かれる各常任委員協議会において担当部局から当初予算の対応状況案について報告

↓

報告に対しての質疑は、その後開かれる予算特別委員会で実施

↓

議決後、市長から議長へ当初予算要望書への回答が提出

↓

実施状況は決算特別委員会で確認

3 質疑応答

(佐藤 暲二 議長)

Q： 桐生市議会においては、議会基本条例を作る前に議会報告会、意見交換会を先行して実施し、その後に議会基本条例を策定したという経過なのか伺う。

A： 報告会を先行して実施した結果、今後も報告会を継続していくため議会基本条例を作り、その中に落とし込んでいった。

Q： 平成23年から報告会等を継続されているが市民の関心事は変化があり大変なご苦労されてきたと思うが、続ける上で注意すべきことについて伺う。

A： やはり長い間、継続していくと形骸化していく。また参加者の減少とメンバーの固定化などが課題である。

そのため、議会改革調査特別委員会を設置し、議会報告会や意見交換会の今後あり方について検討を行なった。今回の見直しで、2月に新しい形で実施する予定である。報告会は今まで各定例会の議案について説明していたが、今回は庁舎建設などの市民の関心が高いものをテーマとして見直し、意見交換会は人口減少問題と桐生市の活性化、女性・若者が活躍できるまちをテーマに対面形式から、車座でのグループワーク形式と見直しを図った。開催結果を踏まえ更に検討していく。

(齊藤 秀幸 委員)

Q： 議会報告会や意見交換会において、議員個人の発言などの統制の取り方はどのように取り組んでいるのか伺う。

A： 議会報告会、意見交換会は全議員が参加するが個人的な意見を言うわけにはいかないため、答弁は議長、副議長、常任委員長、常任副委員長が中心に答えている。

(鈴木 正勝 委員)

Q： 議会報告会、意見交換会のテーマはどのような形で選定しているのか伺う。

A： 今回のテーマは議会運営委員会において、テーマを会派から募集し協議して選定している。

Q： 議会報告会の説明者は誰になるのか伺う。

A： 庁舎の問題は議長、生活保護の問題については、教育民生委員長、常任委員会の予算要望については、各常任委員長が行なう。

Q： 閉会中の議会運営委員会の開催ペースを伺う。

A： 月に1、2回開いている。

(五十嵐 伸 委員)

Q： 意見交換会は市民からの要望になりがちであると思うがどのように対応しているのか伺う。また、議会ではなく当局に対しての要望はどのように対応するか伺う。

A： 要望の発言は長くなることもあるので、市民も議員も一人3分間のルールを設けて対応している。当局への要望については、今ほどいただいたご意見については当局にお伝えしていくとの回答になる。また、要望の中で桐生市において、現在取り組んでいるものがあれば、桐生市ではこういった取り組みをしていると伝えている。

Q： 当局への予算要望については、どの程度実現するのか伺う。

A： 会派でも予算要望を行なっているが、常任委員会からの予算要望については、受け取る方も重い。各常任委員会からの予算要望は3つと取り決め、毎年違うものを出している。予算や決算審査の時にどのように反映されたか確かめている。

Q： 議会報告会、意見交換会にあたって議員間の勉強会などは実施しているのか伺う。

A： 議会報告会、意見交換会に対しての研修はないが、年に1回専門的な研修予算を確保している

(石堂 正章 委員)

Q： 予算要望の時期については、9月であるが決算と予算要望のリンクはどのように考えているのか伺う。また、議会の運営について、一般質問が最終日の理由について伺う。

A： 予算要望の時期は、当局の予算編成について10月である程度予算が固まってくるので、

その前となるとスケジュール的には9月となる。決算については、前年度の要望についての程度形になっているかを確認している。また、日程については、採決が全部終わってから一般質問を実施している。これは議案の議決を最優先としているためである。

(深谷 勝仁 委員)

Q： 様々な改革の取組をされているが市民の皆さんからの反応が良かったものは何か伺う。

A： 様々な区で意見交換等を実施することで、他の地域の区長などの繋がりができることや若者との意見交換会は普段聞けない意見などが聞けて非常に有益であり、議会の取り組みを知ってもらうことができる。

4 各委員の所感

(溝井 光夫 委員長)

桐生市議会は早稲田大学マニフェスト研究所の「議会改革度調査2019」において、総合全国4位、機能強化部門では全国1位という高い評価を受けており、須賀川市議会における議会改革に大いに役立てることができるとの思いを持っての行政調査でした。

今回特に注目したのは住民参加の取り組みでした。一つには議会報告会・意見交換会を平成23年7月から原則として定例会ごとに開催しており、全議員22名が司会、受付、記録などのほか、会場設営と片付けまで行う。また、資料作成も事務局に手伝ってもらいながら議員が作成するなど、議員自らが行動し運営する考えは見習わなければならないと感じました。

二つにはまちづくり討論会を平成28年10月から開催しており、区長連絡協議会や婦人団体、大学、高等学校、地区内新入社員などで団体と調整のうえ随時開催しており、この討論会も議員全員がそれぞれに役割を持ち運営していることには驚きました。

回を重ねるごとに同じ顔触れの出席者となったり、団体等がお願いして出席者を確保したりするようなこともあると聞き、須賀川市における各種会合でも有り得ることで、幅広い住民に伝え、意見交換することの難しさを感じました。

この他に議会モニターや出前講座など、住民参加の機会が多いこと、更にはこれらの活動を通しての住民の声を市政に反映させる取り組みとして、委員会提出議案や政策提言、当初予算要望書に結びつけており、「市民のためになる中身のある議会改革」と資料の結びにあった言葉には、目から鱗が落ちる思いがしました。

(関根 篤志 副委員長)

桐生市議会は、平成23年から議会報告会を開催し、これまで36回と継続しているとのことで、当市議会と比較するとやはり、当市は一步も二歩も後ろにいると理解する。

いわゆる議会報告会だけでなく、意見交換会、学生を対象としたまちづくり討論会、議会モニター制度の導入など、常に議会として情報発信を総出で行っている印象であった。

学生を対象とした討論会は、政治への関心を高める意味でも効果的であると考えられるし、議会モニター制度は、議員一人一人が緊張感を持つ意味でも参考となる制度であると感じた。当市や他市町村議会によくある広報委員会は設置せず、議会運営委員会を中心に活動を展開しており、議会運営という屋台骨となる特別委員会の本来の運営だけですら大変であるはずであるところ、市民への議会への理解を得るために、日夜奔走していると頭が下がる思いであった。

聞くところでは、そこまで議会として市民への情報発信を行っていても、市民からは定数削

減の声があがっているということから、非常に厳しい地域であると感じた。

当市議会としても今後しっかりと議会からの発信という点で改革が必要な中、桐生市議会の改革は大変に参考になる有意義な視察となった。

(深谷 勝仁 委員)

桐生市議会の議会改革は、住民参加・政策関与・情報発信を体系的に組み合わせた継続的取り組みとして構築されており、議会の可視性と政策形成力の双方を高めている点が印象的であった。定例会ごとに開催される議会報告会・意見交換会では審議内容の説明と対話をセットで実施し、市民との接点を制度化しているほか、議会モニター制度や出前講座など様々な参加手法を用意することで市民の関心をもってもらえる工夫がされている。また、議会として当初予算要望書を提出し、予算編成段階から政策提言を行う仕組みは、議会の主体的役割を明確化する取り組みとして評価できる。

須賀川市への応用としては、既存広報を補完する対話型報告機会の実施や若年層参加型討論会等の導入により、市民参画の拡大が期待できる。また、委員会単位での予算要望整理や市民意見の政策反映プロセスの可視化を進めることで、議会の政策提案機能を強化し、市民理解の向上と信頼醸成の双方に対し、改革展開が可能であると考えている。

(斉藤 秀幸 委員)

住民の声を市政に反映させる取組として議会報告会を実施している議会は多いところであるが、桐生市の場合は報告会のほか意見交換会、まちづくり討論会など形や目的別に細かく広聴の機会を設けていることが参考になった。

また、こうして集まった市民の声を政策に昇華するための専門的知見の導入の場として政策研修会を実施している点は、須賀川市でもぜひ早期に導入したいと感じるところであった。

議員というのは法律に準ずる条例を作れる立場であるにもかかわらず、分野ごとにおける専門性については乏しく、その知識の習得も議員の自主性に依存しているが、知識の平均化と底上げが必要だと最近強く感じていたところである。

予算要望に関しても、要望書への回答を求めその後の検証まで行うことは市民からの負託を最後まで完遂するといった強い意志を感じた。

議会改革は議会のためではなく原点は市民のためであるということを改めて思い知らされた研修となった。

(熊谷 勝幸 委員)

群馬県桐生市では、市民に開かれた議会の実現に向けて様々な取り組みを行っており、市民との対話、参加の場として議会報告会、意見交換会を設けて市内の各公民館に議員が出向いて市民へ議会の活動報告、意見交換を行っている。議員は全議員で参加し、役割は常任委員会のローテーションで行い、令和7年度からは開催方法を見直し、誰でも参加できるようにしている。

平成28年度からは、団体向けに「桐生市をもっと魅力的なまちにするために」をテーマに、まちづくり討論会を行い、現在はグループワーク形式で行われている。あらゆる手段で市民と意見を交わすことは重要と感じた。

桐生市議会では議会モニターを導入して、年代は10代～80代と幅広く、意見交換会を行い参考にしているようである。開かれた議会を実現するために出前講座を実施し、現在までに

2つの中学校から依頼を受けて行われている。議会の仕組み、議員の役割を理解してもらえるのには有効だと感じ取れた。

また、大学教授等の専門アドバイザーを招き政策立案能力を高めるために研修会を実施しているとのことであった。桐生市議会の先進的な事例を参考にして須賀川市議会の議会改革の取り組みにつなげていきたい。

(石堂 正章 委員)

桐生市議会におきましての特徴的な議会改革は、「議会報告会・意見交換会」「まちづくり討論会」といった、住民参加、情報発信に関する取り組みであります。

「議会報告会・意見交換会」は平成23年度より開始しまして、原則として定例会ごとの年4回開催し、全議員に出席を義務付けまして、資料作成、会場設営、進行、片付けを議員間で行っているそうです。

会場は公共施設を利用して、参加者は一般市民、地区内の関係団体などを対象として、きりゅう市議会だより、市議会ホームページ、SNS、団体への直接連絡などの方法で周知しているそうです。

開催内容は2部構成として、定例会での審議内容や採決結果報告、参加者との意見交換会を行っていて、参加者は第1回から第36回までの合計が、約1,750名との説明がありました。

「まちづくり討論会」は平成28年度より開始しまして、開催時期は随時、対象者は特定の団体として、「桐生市をもっと魅力的なまちにするために」をテーマに、こちらも全議員が対応しております。

また、この討論会は市内の高校、大学で開催することもあり、その討論会の意見交換から市当局への「提言書」提出を行ったこともあるそうです。

桐生市議会は、早稲田大学マニフェスト研究所での「議会改革度調査」において全国でも先進的な市議会として評価されており、敬意を持って視察研修に臨みました。

その中で感じた点としては、「開かれた議会」、「とりあえずやってみる、不都合があれば見直すの考えの元、市民のためになる、中身のある議会改革」を断行されていることに関しまして、今後の本市の議会改革の道標として大きな教示をいただいたと感じました。

本市の現状としては、「議会報告会・意見交換会」「街づくり討論会」の開催に関しては、超えるべき高い壁が存在していると思いますが、個人的な研修を重ねることによる議員の資質の向上、高いレベルでの市民との信頼感の構築、当局との協調体制を作っていくことが重要だと認識します。

その為には、市議会議員全員が同じ方向性を持って、議員としての志を高く掲げ、市民からの応援を得ることが出来るように活動することに精進していくことを肝に銘じたいと考えます。

併せまして、さまざまな課題を抽出し、解決策を見い出しながら、短期的、中長期的な対応の重要性を認識して、関係各所との協働を図り、可能な限り有効な手段方法の確立のために、それらの課題を整理しながら、その解決手段を考えていくことを、今後の委員会活動、個人的な議員活動に活かしてまいりたいと考えます。

(五十嵐 伸 委員)

住民をいかに、議会へ参加させるためにいろいろな取り組みをされていることに感心させら

れました。平成 23 年度から「議会報告会・意見交換会」スタートし、平成 28 年度「まちづくり討論会」、平成 30 年 7 月から「議会モニター」の試行的導入をし令和元年度から本格導入、各取組の変化は、住民の皆さんの状況をとらえ、住民が興味を持つように、新しい取り組みをされてきていること、議会運営委員会の方々は、非常にご苦勞をされて議会の取組みをされていると感じました。

今回研修してきた内容は、継続していくには大変な苦勞があると思います。開催するごとに年々参加者が減少する傾向になるが、工夫を凝らし参加者の増加を目指す。市民の関心のある事項の選定等常に考えなくてはならないことです。

長く取り組むことは大切であるし、取組みとしてメリット・デメリットはありますが、議会を住民の方に知ってもらうための取組みとしては大切だと考えます。

当市議会においても、現在、議会代表者等合同会議が行われているが、今後、議会改革特別委員会等を立ち上げて、改革に取り組むことを提案していこうと考えてます。

(鈴木 正勝 委員)

桐生市では、議会改革の取り組み状況(議員活動環境の改善に関する)として、①平成 23 年 3 月 1 日に議員政治倫理条例の施行 ②平成 25 年 10 月 1 日に議会基本条例の施行 ③旅費の見直しを平成 23 年、令和 3 年に実施 ④議会災害対応指針の整備を平成 28 年、令和 2 年に実施 ⑤政務活動費の見直しを平成 28 年、令和 3 年、令和 6 年、令和 7 年に実施 ⑥専門的知見の導入を平成 30 年から実施 ⑦議会の ICT 化を令和 7 年 1 月から実施されております。

また、住民参加の取り組みとして、平成 23 年度から議会運営委員会が主体となり、議会報告会・意見交換会を開催し、令和 7 年 2 月 13 日の梅田公民館までに 36 回、1,750 人が参加しております。

さらに、平成 30 年から、議会総意(常任委員会各 3 項目)としての「当初予算要望書」を市長に提出しております。

桐生市議会では、さまざまな議会改革の取り組みが実施されており、当市の議会でも今後、取り組みが必要な広聴分野と予算要望の取り組みは大変参考となりました。

(佐藤 瞭二 議長)

桐生市は、議会の改革の一環として住民への情報発信及び住民の求めている議会への期待に向けた議会の取組を身近な機会として設け積極的に取り組んでいました。

住民に対し、「議会報告会・意見交換会の開催」「まちづくり討論会」「議会モニター」「出前講座」「議員の資質向上に向けた施策研修会の参加」「議会全体としての予算要望書の提出」など様々な取り組みを進めていました。平成 23 年度のスタート時は、議会基本条例は、まだ、策定はしていませんでしたが、まず、議会の活性化に向け実施している中で見直しを覚悟でスタートしたとの事です。条例については、自分たちの任期中に途中策定したとの事、まずやってみることが大事であると教えられました。

伺った折、平成 23 年度のスタート時から 14 年目となり、議題の設定に詰まる状況になっており常に新たな課題を見つけ、協議を進めるための題材を探すことに苦勞されていることが伺えました。先進地の桐生市の取組は、大変参考になり、本市においても、今後議論を尽くして取り組むべき視察であったと感じたところです。

只、議会の本分は、市民の負託にこたえる、相対する代表制を鑑み、確実に誠実に取り組み結論を導き出すことであることを第一義に考え、その取り組みが市民に理解を得られ、一つ一

つ確実に議会自体に期待を寄せられる存在になるよう議員全員が真剣に取り組むべきであろうと考えます。



桐生市議会議場での集合写真

調査事項：災害時BCP（業務継続計画）について

【栃木県足利市の基本情報】

- (1) 市制施行 大正10年1月1日
- (2) 面積 177.76 km²
- (3) 人口 13万6,716人（令和7年12月1日）



【視察の様子】

1 栃木県足利市の概要

栃木県南西部に位置する足利市は、人口約13.7万人の歴史と自然が調和した街です。清和源氏足利氏の発祥の地として知られ、日本最古の学校「足利学校」や国宝「鏝阿寺（ぼんなじ）」などの史跡が点在します。

かつては「東の小京都」と称され、織物業で繁栄しました。現在は「あしかがフラワーパーク」や渡良瀬川の美しい景観が人気で、都心へのアクセスも良好な「住みやすい街」としても注目されています。

2 調査事項「災害時BCP（業務継続計画）について」

○策定の経緯

- ⇒ 東日本大震災後、業務継続計画（BCP）の策定が全国に広がった。
- ・ 議会の機能や役割を果たすため、議会機能を維持するため、体制を整備することが必要。

↓

先進地視察を実施し、検討を始め5年で計画案をまとめる

↓

平成30年8月の市議会で足利市議会基本条例の改正により策定

(1) 足利市議会災害時BCPの主な特徴と概要

市議会災害対策支援本部の設置と役割

- ・ 議長、副議長、議会運営委員会委員により構成
- ・ 議員からの災害情報収集や市災害対策本部へ情報提供を一元的に行う

地区担当の設置

- ・市域をエリアに分け、議長、副議長を除く全議員が、いずれか1つの地区を担当
- ・担当地区の被災状況や情報収集を行い、市議会対策本部へ報告

ア 目的

足利市のBCPでは議会に求められている迅速かつ適切な災害支援活動を行うことを目的に3つの基本方針を定めている。

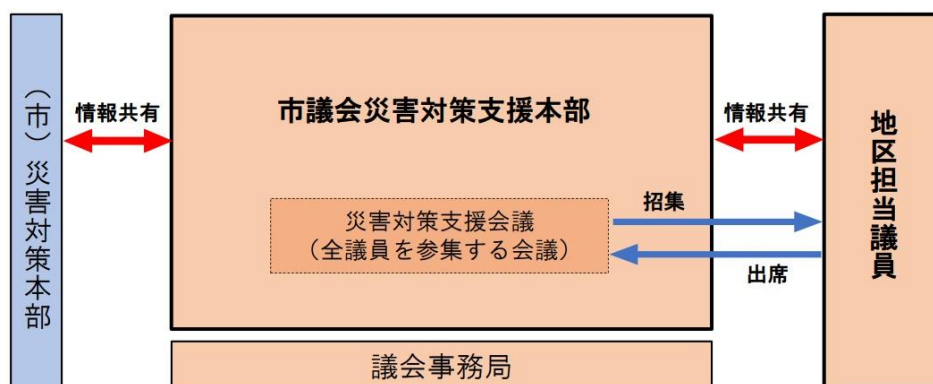
- ① 議事・議決機関等の機能を早期回復するために必要な措置をとること
- ② 災害時における議員の行動指針、安全確保等に関する事項を定めること
- ③ 市の応急対応を支援し、議会の監視機能等を踏まえ、災害情報の共有を主体とする市との協力・連携体制を整備すること。

イ 想定する災害（市災害対策本部が設置される災害基準に準拠）

種別	基準
震災	① 市域に震度5強以上を観測したとき ② 災害警戒本部において災害対策本部の必要性が認められたとき ③ その他総合的な応急対策を必要としたとき
風水害等	① 市内に気象注意報、気象警報、気象特別警報その他災害に関する情報が発表される等、大規模な災害発生のおそれがあるとき ② 市内に暴風雨、豪雨、洪水、大火、爆発等の災害が発生し、救助を要し、り災世帯数が100世帯以上に及ぶ又は及ぶおそれがあるとき ③ 市内に電車、バス、航空機等の交通機関の重大な事故により、多数の死傷者を生じたとき
原子力災害	① 原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び市域において屋内退避又は避難が必要となるおそれのあるとき ② その他市長が災害対策本部の設置を必要と認めたとき

ウ 組織体制

《組織図イメージ》



※対策本部 本部長（議長）、副本部長（副議長）、本部員（議会運営委員）

※地区担当議員 （正副議長を除く全議員）

出典：足利市行政調査資料

エ 各組織の活動及び議員の行動基準

【平時】

① 議員

- ・日頃から担当地区の災害対策を把握しておく
- ・日頃から自身と家族の安否確認等の手段を確保しておく（定足数の確保）
- ・災害時における議員の役割との競合が予想されることから、原則として組織の長等の役職には就任しない

② 議会事務局

- ・議員との連絡手段の確保
- ・本部設置に係る整備等

【災害初動期】

① 災害対策支援本部

- ・地区担当議員から提供された情報を整理し、市災害対策本部に提供
- ・市災害対策本部からの情報を地区担当議員に提供
- ・災害対策支援本部会議を定時開催し、当面の活動を協議

② 地区担当議員

- ・議会事務局が行う安否確認調査に回答後、自身と家族の安全が確保された段階で、地域の災害救援活動や災害復旧活動に協力・支援
- ・担当地区の被災状況等の情報を災害対策支援本部に提供、救助・救命など緊急性の高い情報については関係機関へ連絡

③ 議会事務局

- ・通常業務に優先して速やかに災害対応の業務に当たる

【応急活動期】（発災から4～10日程度）

① 災害対策支援本部

- ・引き続き、地区担当議員から提供された情報を整理し、市災害対策本部に提供
- ・引き続き、市災害対策本部からの情報を地区担当議員に提供
- ・災害対策支援本部の今後の取組や日程等を検討
- ・災害対策支援会議（全議員による会議）を招集

② 地区担当議員

- ・引き続き、地域の災害救援活動や災害復旧活動に協力・支援
- ・引き続き、担当地区の被災状況等の情報を災害対策支援本部に提供、救助・救命など緊急性の高い情報については関係機関へ連絡

【復旧活動期】（発災から11日目以降）

① 災害対策支援本部

- ・市災害対策本部と連携する中で、同本部の活動に配慮した上で、必要に応じて被災や復旧の状況、今後の災害対応について説明を受ける
- ・議会開催のため、開催場所の確保など環境を整備

② 議会

- ・臨時会等を開催し、災害対策や必要経費等を速やかに審議

- ・迅速な復旧・復興の実現に向け、災害対策支援本部で検討・調整した内容について、国や県、その他関係機関に対しての要望活動等を実施
- ・市民の意見や要望等を踏まえながら、復旧・復興が迅速に進むよう、必要に応じて市に対する提案や提言、要望等を実施

(2) 策定後の取り組み

ア 先進自治体議会への視察のほか訓練の実施

イ 令和元年東日本台風への対応

①足利市議会災害対策支援本部の設置 令和元年 10 月 13 日

②支援本部会議の開催（計 3 回開催）

③議員の安否確認

④災害情報の収集（市災害対策本部への情報提供）

⑤議員への情報提供 計 3 1 報

⑥台風 19 号の被災に関する緊急要望事項の提出

- ・台風被害に関して取り急ぎ対応いただきたい事項を取りまとめ、発災 4 日後の 10 月 16 日に議長から市長へ提出（6 項目）

⑦臨時会の開催（令和元年 11 月 15 日）

- ・一般会計補正予算、特別会計補正予算を承認、可決
- ・一般会計補正予算に対し、他の被災自治体との均衡に配慮した災害見舞金給付制度の早期実現を求める附帯決議を全会一致で決議

⑧足利市議会災害対策支援本部の解散 令和元年 11 月 22 日(金)

⑨12 月から 3 ヶ月にわたり対応についての検証を行い次の内容を改正した。

- ・地区組織の廃止、地区担当議員の設置
- ・連絡手段等の変更
- ・議員派遣手続の新設

3 質疑応答

(熊谷 勝幸 委員)

Q： 地区担当議員として議員を割り当てているが、地区の議員全員で動くのか伺う。

A： まずは、自身と家族の安否を確認し、自分のエリアを個人で動く。

(関根 篤志 副委員長)

Q： 役職の兼務についての考え方について伺う。

A： 自治会長や P T A 会長などの兼務をしないことについては、役割の関係で足利市では議員間で申し合わせをしている。

Q： 令和元年台風の対応での、議員自身が 2 次災害に合わないような取り組みについて伺う。

A： 特段の対策はなく、幸い 2 次災害はなかったが、しっかりと取り組む必要がある。

(深谷 勝仁 委員)

Q： B C P を作成して有効であったと考える点を伺う。

A： 改正後、大きな災害に直面しておらず、現時点での評価はない。

(鈴木 正勝 委員)

Q： 対策訓練の内容で、一部議員が安否不明の場合を想定した訓練の詳細を伺う。

A： 当局の訓練に合わせて訓練を行う。災害規模は令和元年東日本台風と同様を想定している。一部議員が安否不明になった場合に、今後の議会運営をどのように進めていくかなど想定し、訓練を行っている。

(五十嵐 伸 委員)

Q： 災害対策支援本部が設置になった際の当局と議会の情報の伝達体制について伺う。また、訓練の当局との連携体制について伺う。

A： 当局の災害対策本部と議会の災害対策支援本部との情報伝達については、局長が本部に所属するためそこからの情報伝達もあるが、議会事務局の危機管理職員が災害対策本部に入っているので、議会担当として様々な情報を伝達する。

訓練では当局と連携して実施をしており、議員からの被害情報を集め市対策本部への情報提供訓練など実施しているが、訓練自体は別個に動いている。

(石堂 正章 委員)

Q： 情報収集連絡票は紙かオンラインか伺う。また、議会や委員会のオンラインの開催について伺う。

A： 連絡票は FAX で実施していたが、現在はラインワークスにより対応してる。オンライン開催については、検討段階である。

(溝井 光夫 委員長)

Q： 災害時の議場の代替施設の機能調査について伺う。

A： 現地確認を実施して対応可能かどうか確認している。

(事務局)

Q： 災害の際に事務局から安否確認を出す意思決定プロセスやタイミングについて伺う。

A： 当局の災害対策本部の設置のタイミングで、議会の支援本部の本部長の判断による。

Q： 事務局職員は、市本部の避難所対応等の役割もあると思うが、足利市における議会事務局職員の役割体制について伺う。

A： 事務局は5名が避難所等の役割となり、残りの3名で議会の支援本部対応となる。

4 各委員の所感

(溝井 光夫 委員長)

東日本大震災後、BCP（業務継続計画）の策定が全国に広がりを見せ、議会においても機能を維持するため体制整備が必要とされたなかで、足利市では委員会により災害現地調査や先進事例調査し、平成30年8月に議会基本条例の改正に伴い、業務継続計画と災害対策支援本部運営要領を決定している。

その後、一部改正されているが特徴として正副議長及び議会運営委員会委員で構成する市議会災害対策支援本部が、議員からの情報収集と市災害対策支援本部への情報提供を一元的に行うことで、市当局の災害対策に混乱を招かない方法をとっている。

このことは、これまでの災害において議員が市当局の担当部署に直接電話等に対応依頼する

ことがあったことを反省してとのことで、説明を聞き同感した。

また地区担当議員を置き、議員の居住地を原則として3地区に割り当てしており、平時は担当地区の災害対策を把握しておくこと、また災害時には地区担当議員と市議会災害対策支援本部との連携の在り方などは大いに参考となりました。

さらに、災害に対する危機意識を高めるため、議員と議会事務局職員を対象とし毎年訓練を行っていることは、当たり前のことで一番大事なことだと思うので、須賀川市議会においても様々なシミュレーションによる訓練を最低でも毎年1回実施すべきと感じました。

(関根 篤志 副委員長)

足利市議会のBCP策定のきっかけが東日本大震災であり、相馬市を平成25年に視察した経緯があるとのことで、その翌年から早急にかつ計画的に先進自治体を視察し作成してきたことは評価できる。

議会独自の災害対策本部を災害時に立ち上げ、それぞれの議員が担当地区をもつということであり、視察時に指摘させていただいたが、議員自らが二次被害に遭うというリスクがあることがこのBCPの懸念事項ではあると感じた。

しかし、まず東日本大震災を契機に議会としてのしっかりとBCP策定に向けて動き、策定し、実際に災害時に災害対策本部を立ち上げて、議会として災害対策に向き合い活動しているその姿勢を本市議会でも参考にしていかなければならない。

そして、全議員を参加とし、災害時対策訓練を数多く実施し、問題点を把握し、BCPの改定を行うというPDCAサイクルがまさに機能していると感じた。

本市議会は災害対応訓練をわずかに実施してきたが、今後BCP策定に向け進めなければいけないと再認識した。

(深谷 勝仁 委員)

足利市議会の災害時BCPは、大規模災害下でも議会機能を維持することを目的に制度設計と運用体制が一体的に構築されている点が特徴的であった。東日本大震災後の反省を踏まえ、議会機能停滞への懸念を背景に策定され、議会基本条例の改正を伴って制度化されていることから、実効性を担保する仕組みとして定着している。議長・副議長等で構成される災害対策支援本部が情報集約の中核となり、議員が担当地区ごとに被災状況や避難所情報を収集する体制は、議会の地域代表性と監視機能を具体的に発揮する設計である。また議員行動指針、通信手段確保、定期訓練実施など、計画を運用レベルで実施している点が大きい。

須賀川市においては、水害対応の経験や地域防災体制を踏まえ、議員担当地区の整理や議会独自の情報収集・共有ルートの明確化を検討する意義がある。さらにタブレット等を活用した安否確認訓練の機会拡充や、議会BCP要領化・条例的位置づけを進めることで、災害時における議会の判断機能と情報調整機能をより実効的に発揮できる体制整備につながると思う。

(斉藤 秀幸 委員)

足利市議会では平成30年に議会BCPを策定したが、その後の令和元年水害でその有効性が実証されたという全国でも希少な事例となった。

須賀川市でも災害時対応指針と災害対策会議設置要綱を定めているところであるが、これは議会全体としての行動規範であるため、足利市の取組みのような各議員の担当地区と活動内容などの議員個人の具体的な行動計画も今後検討していく余地があると感じた。

また、その場合には行動の裏付けとなる災害に対する研修も必要であると考えている。

災害というと自然災害が真っ先に思い浮かぶが、災害の定義は自然災害だけでなく、周辺有事や感染症等のパンデミックも含まれる。

そして、BCPの本丸は災害対応をしつつ議会活動を停滞させない計画づくりである。

災害対応だけに注目せず、災害下の議会運営の在り方について殊更注目しなければならず、さらに今後の研究が必要であると考えている。

(熊谷 勝幸 委員)

栃木県足利市では、足利市議会災害時BCPは、2019年に策定され、議会が災害時に果たす役割と議員の行動指針を明確にしている。役割としては、議員からの災害情報収集や情報提供を一元的に行うということである。議員を担当地区割して、災害時には被災状況や避難所等の情報収集を行い、市議会災害対策支援本部に報告することになっている。

須賀川市とは違い市の災害対策本部があり議会側にも災害対策支援本部があり個々に情報収集を行い共有しているとのことであるが、議員が災害現場での二次災害が懸念されると思う。また、議員が他の団体の要職につかないように決めている。災害発生時の組織図では、市の災害対策本部の下に市議会災害支援本部があるのではなく横並びであるので情報が錯綜するのではないかと思う。

台風19号で災害時BCPが運用されて、その後に検証され、様々な訓練をして改善している。足利市議会の事例を参考にして須賀川市議会の災害時BCPにつなげていきたい。

(石堂 正章 委員)

足利市議会における「災害時BCP（業務継続計画）の取り組み」に関しまして行政調査の所感を報告いたします。

足利市議会での災害時BCP策定の経緯は、東日本大震災、被災時の首長の専決処分の乱発により議会の機能や役割が果たせなかったこと、大規模災害時においても議会機能を維持するための体制整備の必要性を感じたからであるとの説明がありました。

平成25年度から始まった計画策定では、先進自治体議会への視察として福島県相馬市、静岡県地震防災センター、静岡県三島市、浜松市、神奈川県秦野市などで研修を重ねたそうです。

その後、素案作成では市議会内に、総務企画防災常任委員会を設置し、委員会提案によるBCP（業務継続計画）の策定を目指し、計画の内容や関係条例の整理等を協議、議員総会を開催して全議員へ説明を行い、平成30年度に足利市議会基本条例の改正を可決後、再度、議員総会を開きBCP及び災害対策支援本部運営要領を決定し、改正を加えながら今日にいたっているそうです。

平成31年度より毎年、市議会内での災害時対策訓練を続けていて、令和元年度のタブレット端末の導入により、訓練内容の熟度を高めているという説明がありました。

残念ながらこのBCPは、「令和元年東日本台風」での対応で実際に運用され、令和2年度に対応の検証を重ねた後に、内容の改正を行ったそうです。

この様な経過の説明を受けまして感じたことは、改めまして、計画策定の重要性、継続した検証と見直し、実効性のある防災訓練の繰り返しの実施とその都度の検証と改善であります。

本市も、令和2年度に須賀川市議会災害対策会議設置要綱、須賀川市議会災害対応指針を制定しておりますし、令和5年度から配備しましたタブレット端末の災害時における緊急情報伝

達の使用を、須賀川市議会タブレット端末の使用基準に定めているところであります。

防災訓練も、令和6年度より検討を始め、初期的訓練として市議会内での「安否・居所確認訓練」をタブレット端末の利用により実行しております。

まだ始まったばかりの取り組みなので訓練回数も少なく、市議会内だけでの実施でありますので、今後は防災訓練の内容充実と継続した実施、市当局・市民の方々と連携した合同訓練の実現に向けての検討に邁進していくことが求められると考えておりますので、今後の委員会活動の中で精査しながら、その実行に向けて邁進してまいります。

(五十嵐 伸 委員)

須賀川市議会は、東日本大震災以降、議会運営委員会において協議し須賀川市議会災害対策会議設置等の取り決めがあるが、足利市のように継続的に懇談会を開催し、常に災害における対応を協議することは大切であり、当局、市全体となつての災害対応訓練は大切である。常日頃からの対応にて、いつ何時やってくるかわからない災害に対応することが、早期の業務体制が出来上がると考えます。

以前から私は申し上げているが、常日頃の訓練が非常に大切と思っておりますので当市議会としても当局とすり合わせをし、市内全域での訓練を実施することを提案したいと思います。

(鈴木 正勝 委員)

足利市の災害時BCPの主な特徴として、地区担当の設置があり、議長、副議長を除く全議員が、3地区のいずれか1つの地区を担当し、災害時には、担当地区における被災状況避難所等の情報収集を行い、市議会災害対策支援本部へ報告する体制を取っております。

また、全議員と議会事務局職員を対象とした防災訓練を毎年1回実施しております。

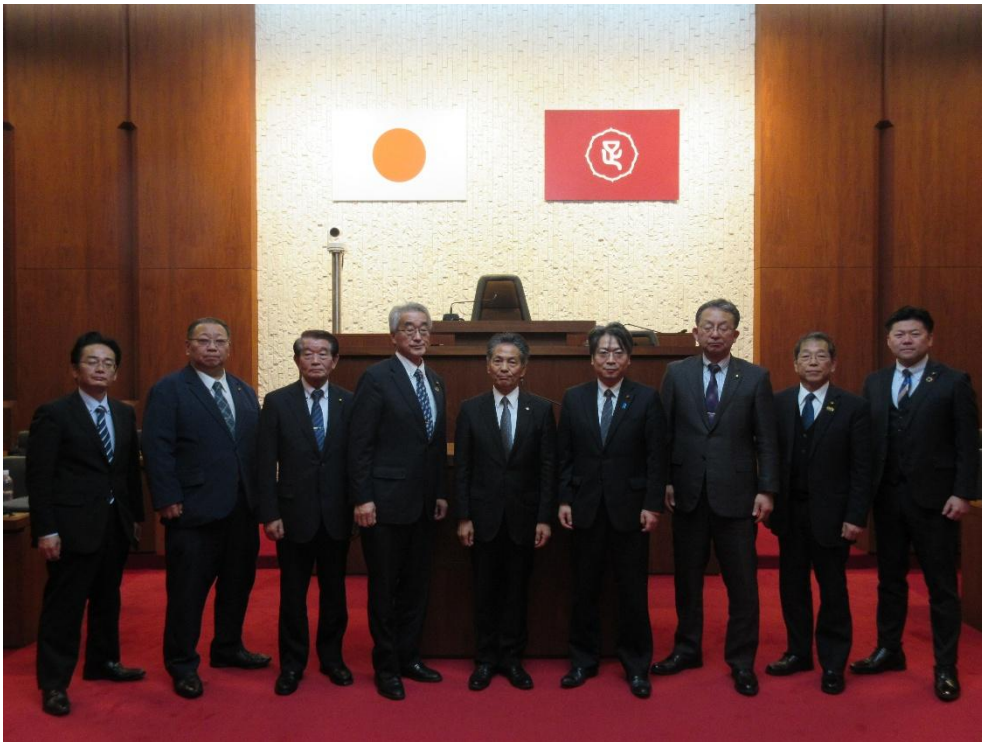
令和7年実施の訓練内容は、令和元年東日本台風を想定し、①災害対策本部立ち上げ訓練 ②安否確認訓練 ③情報提供訓練(地区議員から災害対策本部) ※ラインワークスのグレートトーク機能(全議員のグループ)で報告 ※同アプリのグループビデオ通話機能を活用し、全議員へ②③を報告 ④当面の議会運営訓練の再確認を実施しております。

須賀川市議会の防災訓練は、毎年の市防災訓練と一緒に実施していくことを検討する上で大変参考となる行政調査となりました。

(佐藤 瞭二 議長)

まず、足利市議会の広報公聴常任委員会の委員会皆様方に庁舎入口において丁寧な歓迎を受けました。心から感謝するところです。また、視察研修に講師説明者として斎藤昌之議長自ら説明頂きお礼を申し上げるところです。取り組まれている熱意を感じました。

災害時の業務継続計画については、本市も須賀川地域防災計画をもとに、議会においても計画を取り組んでいます。比較検討は大きな違いがないものと思いますが、本市は、議会基本条例を策定していないことから、その都度必要に応じて取り組みがなされており、訓練についても1年間の日程の中に組み入れ、実施に向けて議員各位の意識が統一されているか懸念するところです。災害時は、即効性を求められるため、常日頃から意識を高めておく必要性を感じるということです。今回の視察で得た情報を共有し、今後の業務継続計画の改善すべき点を確認して進めてまいりたいと思うところです。



足利市議会議場での集合写真